

統計用語の説明

【海面】

海面漁業

- ・海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として行う漁業生産行為。

海面養殖業

- ・海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物の種苗を生産し、又は水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業。

漁業経営体

- ・利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所。ただし、基準期間1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

- ・漁業経営体を経営形態別に分類する区分。

個人経営体

- ・個人で漁業を自営する経営体。

会社経営体

- ・個人経営体以外の経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公序・学校・試験場に区分。

漁業層

沿岸漁業層

- ・漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したもの。

中小漁業層

- ・動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したもの。

大規模漁業層

- ・動力船1,000トン以上の各階層を総称したもの。

遠洋漁業

- ・本県では、遠洋まぐろはえ縄漁業・遠洋かつお一本釣漁業を示す。

沖合漁業

- ・10トン以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたもの。

沿岸漁業

- ・漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業を示す。

漁業制度

大臣許可漁業

- ・漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に基づいて政令により定められた漁業（「指定漁業」と称されている。）で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業。

知事許可漁業

- ・漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業（法定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業。

特定大臣許可漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定漁業以外であって、農林水産大臣の許可がなければ営むことができない漁業。
漁業権漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。
自由漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・海面で農林水産大臣又は知事の許可・承認等を必要としない漁業。
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他で以下の漁業を示す。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 官公庁、学校、試験場等の調査船で行う漁業 (2) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (3) 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業
【内水面】	
内水面漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の内水面において水産動植物を採捕する事業をいい、天然種苗の採捕及び漁業権の設定されている内水面での遊漁を含む。 ・平成18年からは販売及び自家消費を目的として漁獲した魚種別の数量並びにあゆ、うなぎの種苗を採捕した数量を調査対象とし、遊漁者の採捕量は含まない。 ・平成16年に調査範囲の見直しが実施され、大淀川・一つ瀬川の2河川が調査範囲とされた。
内水面養殖業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的として、一定区画内の内水面において、養殖場等を設置し、人為的管理を積極的に行い、水産動植物を育成収穫する事業。
【単位・記号】	
単位	<ul style="list-style-type: none"> ・表示単位未満の端数は四捨五入しているため、計と内訳とは一致しない場合がある。
記号	<p>「—」：事実のないもの 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの 「0」：単位に満たないもの（例：漁獲量0.4t ⇒ 0t） 「X」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため（統計法第14条）数値を公表しないもの、また、計からの差し引きにより「X」表示の推定できる場合、関連する数値も公表しない者として扱う 「▲」：負数又は減少したもの 「…」：未発表のもの</p>